

角盤町・朝日町周辺再エネ活用型賑わい創出・レジリエンス向上事業

プロポーザル実施要領

令和8年5月15日

米子市経済部商工課

※本プロポーザルは、経済産業省「令和8年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」交付決定を前提とした交付申請前の事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる業務である。したがって経済産業省において当交付申請が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本事業を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

1 事業の目的

本事業は、米子市が活用する経済産業省「令和8年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」により、角盤町・朝日町周辺地域において、官民連携による再生可能エネルギー等の活用に向けた研究会やイベントを実施し、エネルギー構造高度化に対する理解促進を図るとともに、まちの賑わい創出とレジリエンス向上を目的としている。

2 事業の概要

(1) 事業主体

米子市

(2) 事業の名称

角盤町・朝日町周辺再エネ活用型賑わい創出・レジリエンス向上事業（以下、「本事業」という。）

(3) 事業実施場所

朝日公園及び周辺道路（周辺道路については角盤町・朝日町周辺再エネ活用型賑わい創出・レジリエンス向上事業仕様書（別紙1以下、「仕様書」という。）を参照）

(4) 事業実施期間

契約締結の日から令和9年3月5日（金）まで

(5) 事業の内容

角盤町・朝日町周辺地域賑わい創出・レジリエンス向上研究会の設置・運営及び地域理解促進イベントの実施

3 プロポーザルの概要

(1) 本事業委託の提案募集

この「角盤町・朝日町周辺再エネ活用型賑わい創出・レジリエンス向上事業プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）は、事業主体が本事業を委託する者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項について定めたものである。本プロポーザルにおいて、最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行い、契約内容確定後に発注する。

(2) 提案上限額

本事業の提案上限額は、12,199,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。なお、消費税及び地方消費税については10%で計上すること。

4 要求水準

プロポーザルへの参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、仕様書に基づき、効率的かつ合理的に満足するよう、積極的に創意工夫を行った提案を行うこと。

なお、本事業を実施する趣旨は、官民連携によるエネルギー構造高度化を通じ、賑わい創出と地域レジリエンスの向上、ゼロカーボンを統合した持続可能な地域モデルを構築することにある。

したがって、本事業の提案に当たっては、角盤町・朝日町周辺地域の民間事業者及び商店会との協力を得ることができ実施体制を築きながら、経済性や効果について、積極的な企画提案を行うこと。

なお、仕様書において市が具体的な仕様等を定めている部分について、その仕様と同等又はそれ以上の内容を有し、かつ、事業の目的と矛盾しないことを明確に示した場合に限り、代替的な仕様等の提案を認めるものとする。

また、事業の目的と矛盾しない限りにおいて、仕様書に示されていない部分について実効性又は効率性を向上させるような提案があれば、市は、その実現性及び合理性に基づいて、これを適切に評価する。

5 参加資格等

参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 鳥取県内に本店又は支店を有する事業者であること。
- (2) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (3) 次の各号に該当しない者。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 参加意思表示書類提出日に、米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）による指名停止措置を受けている者。
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者。
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与している者。
- (4) 過去に国又は地方自治体から元請けとして受託し、次のいずれか又はこれに類似する業務実績を有すること。
 - ア 再生可能エネルギー等を利用する事業の事業化可能性調査又は事業化計画策定等に関する業務
 - イ 再生可能エネルギー等の普及に係るセミナー、勉強会、イベント等の実施

6 日程

プロポーザルの日程は、次のとおりとする。

- (1) 令和8年5月15日（金） 公告・実施要領交付
- (2) 令和8年5月22日（金） 質問受付期限
- (3) 令和8年5月27日（水） 質問回答期日
- (4) 令和8年6月 3日（水） 参加申込手続に係る必要書類等提出期限
- (5) 令和8年6月10日（水） 企画提案書類等提出期限
- (6) 令和8年6月17日（水） 審査（プレゼンテーション）
- (7) 令和8年6月19日（金） 審査結果通知

7 参加申込手続

参加希望者は、次に定めるところにより、必要書類等を提出すること。

(1) 提出書類等

- ア 企画提案書（任意様式） 正本1部
- イ 企画提案書を記録したCD-R等の電子媒体 1部
- ウ 見積書及び見積金額内訳書（任意様式） 正本1部
- エ 参加申込書（様式第1号） 1部
- オ 参加資格に関する申立書（様式第2号） 1部
- カ 市税等同意書（様式第3号） 1部
- キ 申請日前3か月以内に発行された消費税及び地方消費税の納税証明書
又はその写し 1部
- ク 役員等調書兼照会承諾書（様式第4号） 1部
- ケ 直近3年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書） 1部

(2) 参加申込手続に係る必要書類等の提出方法

「公募型プロポーザル参加意思表示書類」と明記した封筒に前号の書類を同封し、郵送又は持参により提出すること。なお、郵送については、配達記録がされる方法によるものとし、提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。また、持参の場合の受付時間は、休日等（日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出場所

683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎2階
米子市経済部商工課（電話0859-23-5224）

(4) 参加申込手続に係る必要書類等の提出期限

令和8年6月3日（水）午後5時（必着のこと。）

(5) 特記事項

- ア 提案書等の提出時に、追加資料の提出を求めることがある。なお、当該追加資料の提出期限は、市の指定した日とする。
- イ 提出された書類は、提出期限までの間、改変することができる。この場合においては、当該書類を一旦持ち帰り、改めて、改変後の書類を提出期限までに提出しなければならない。
- ウ 提出期限後における書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、組織変更等があった場合における委託業務の処理体制の変更については、この限りでない。

- エ 企画提案書等の内容は、提案者が責任を持って履行することができる内容としなければならない。
- オ 仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載するものとする。この場合において、当該事項に係る経費は、参考見積額に含めなければならない。
- カ 企画提案書に添付された図表及び写真については、提案内容を補完するものとし、評価の加点要素とはならない。
- キ 略語及び専門用語には注釈を付ける等、分かりやすい文章とすること。
- ク 7 参加申込手続(1)のア、イ及びウを参加申込時に提出できない場合は、「8 企画提案書類等の提出方法」を参照し、期限内に提出しなければならない。

8 企画提案書類等の提出方法

(1) 提出様式

- ア 企画提案書（任意様式） 正本 1 部
- イ 企画提案書を記録したCD-R等の電子媒体 1 部
- ウ 見積書及び見積金額内訳書（任意様式） 正本 1 部

(2) 企画提案書類等の提出方法及び提出先

「公募型プロポーザル企画提案書類」と明記した封筒に前号の書類を同封し、郵送又は持参により提出すること。なお、郵送については、配達記録がされる方法によるものとし、提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。また、持参の場合の受付時間は、休日等（日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日の午前9時から午後5時までとする。

提出先は「7 参加申込手続(3)」と同じ

(3) 企画提案書類等の提出期限

令和8年6月10日（水）午後5時（必着のこと。）

9 企画提案書記載項目

企画提案書には、(1)から(4)までに掲げる事項に関する基本的な考え方や方針、具体的な手法及び想定される成果のイメージ並びに(5)から(8)までに掲げる事項を記載すること。

(1) 各種計画及び地域課題の整理

米子市で取り組んでいる「歩いて楽しいまちづくり（ウォーカブル推進）」や「第2次米子市まちづくりビジョン」等について現在の取組状況等を整理し、角盤町・朝日町周辺地域における現況や課題を、賑わい創出及びレジリエンス向上の観点に基づき整理する。

(2) 研究会の設置・運営

本事業を官民一体となって取り組んでいくため、角盤町・朝日町周辺地域の民間事業者と米子市が参画する「角盤町・朝日町周辺地域賑わい創出・レジリエンス向上研究会（以下、「研究会」という。）」を設置し、再生可能エネルギー等を活用した本地域の賑わい創出と、災害に強く安全・安心なまちづくりのためにできるアクションを検討する。

(3) 地域理解促進イベントの実施

仕様書にもとづいた提案を記載すること。この際、事前準備・当日運営・開催後の報告について、基本的な考え方や具体的な手法、留意点、想定される成果のイ

メージ等を示すこと。

- (4) 賑わい創出・レジリエンス向上アクションプラン等の作成
全5回程度の研究会を通して取りまとめアクションは、以降、関係者が取り組む際の方針として常に見返すことができるように、「賑わい創出・レジリエンス向上アクションプラン」(10ページ程度(A4判))に整理すること。
- (5) 業務実績
本事業の同種事業実績、あるいは類似事業実績を示すこと。
- (6) 実施体制
本事業の実施体制(地元の企業及び団体との協力体制を含む。)を示すこと。
- (7) 工程
仕様書に記載された事業内容を踏まえた工程を示すこと。
- (8) 見積金額
本事業に要する経費の見積金額を示すこと。

10 質問の受付

プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付けるものとする。なお、質問は、提出書類の作成に関する事項に限り、受け付けるものとし、審査及び評価に関する質問は、一切受け付けない。

- (1) 質問方法
質問事項を記載した質問書(様式第5号)を、電子メールにより送付すること。
なお、その際のタイトルは、「プロポーザルに関する質問」とすること。
- (2) 質問書送付先
米子市経済部商工課
電子メール shoko@city.yonago.lg.jp
- (3) 質問受付期限
令和8年5月22日(金)午後5時
- (4) 質問への回答
次に掲げる期日に、米子市ホームページにおいて掲載する。
令和8年5月27日(水)
(ホームページアドレス <https://www.city.yonago.lg.jp/>)

11 プロポーザル手続への参加の辞退

プロポーザルへの参加を申し込んだ者が、プロポーザル手続への参加を辞退するときは、参加辞退届(様式第6号)を提出しなければならない。なお、プロポーザル手続への参加を辞退した者は、これを理由として、以後、不利益な取扱いを受けない。

12 審査方法等

- (1) 審査
ア 審査方法
プロポーザル選考委員会(以下、「選考委員会」という。)の委員が、提案者からのプレゼンテーションを受け、及び提案者に対してヒアリングを行った上で、審査の基準に基づき、総合的に評価を行う。
イ プレゼンテーションに係る時間
プレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後、質疑応答を10分程度行う。

ウ プレゼンテーションにおける説明の方法

プレゼンテーションの内容は、事前に提出された企画提案書等に基づくものとし、新たな企画提案内容は盛り込まないこと。

ただし、事前に提出された企画提案書等に基づいていれば、企画提案書類提出時の様式(例:Word形式)とプレゼンテーションにおける説明時の様式(例:PowerPoint形式)が異なっても問題はない。

また、プロジェクター、スクリーンを用いる場合は、発注者で準備するが、PC等その他プレゼンテーションに必要な物は提案者自身が持参すること。

(2) 審査結果

ア 優秀案等の選定

選考委員会は、審査の結果に基づき、一定の評価点数を超える提案の中から、協議のうえ最優秀案を選定する。

なお、本プロポーザルに参加する事業者が1社の場合は、審査の結果、当該事業者の提案が一定の評価点数を超え、最優秀案として選定されたときに限り、13の交渉を行うものとする。

イ 結果通知

審査の結果については、本プロポーザルに参加した事業者の全てに通知する。

13 本事業の業務委託契約

市は、選考委員会において最優秀案としたものの提案者と本事業に関する業務委託契約の締結に係る交渉を行う。当該交渉が不調となった場合は、他の優秀案のうち評価の高いものから順に、その提案者と当該交渉を行う。

また、事業の範囲は、仕様書に定めるとおりとするが、市の判断により、契約の締結段階において、その範囲を変更し、又は優先交渉権者が提出した企画提案書等の内容を追加することがある。

なお、本事業の業務委託契約は「令和8年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」交付決定通知後に行う。

14 著作権等

(1) 提案事項の利用

提案者は、市に対し、プロポーザルにおいて提出した企画提案書により提案した事項(以下、「提案事項」という。)が、次に掲げる方法により利用されることを承諾するものとする。

ア 提案事項を利用してエネルギー構造高度化・転換理解促進に関する事務を行うこと。

イ アのために必要な範囲において、市自らが提案事項を複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること、又は市が委託した第三者をして当該提案事項を複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(2) 著作権等の明示

提案事項に提案者以外の者が所有する著作権、特許権その他の権利が含まれる場合は、その旨を企画提案書に記載すること。

15 その他

- (1) プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加希望者の負担とする。
- (2) プロポーザルにおける審査の公平性に影響を及ぼす行為があったと認められる場合は、当該行為を行った事業者は、プロポーザルに参加することができない。
- (3) 提案された内容がこの要領に定める条件を極端に逸脱している場合は、当該提案を無効とする場合がある。
- (4) 原則として、提出された企画提案書その他の書類は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書その他の書類は、受託者の候補者の選定に係る作業に必要な範囲において複製する。
- (6) 見積額が、3(2)に定める提案上限額を超える場合は、プロポーザル手続きに参加することができない。
- (7) 企画提案書その他の書類に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。
- (8) 受注者は業務の一部を再委託する場合は、事前に市と協議のうえ、承認を得ること。

16 問合せ先

郵便番号 683-8686

米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎2階

米子市経済部商工課

電話番号 0859-23-5224

ファクシミリ 0859-23-5354

電子メール shoko@city.yonago.lg.jp